



母子保健法施行規則第3条【妊娠の届出】

- ①届出年月日
- ②氏名、年齢、個人番号及び職業
- ③居住地
- 4妊娠月数
- ⑤医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたと きは、その氏名
- ⑥性病及び結核に関する健康診断の有無

某自治体では・・

「医療機関などで出産予定日を確認されたら、妊婦証明書など(出産予定日の記載)と、 個人番号(マイナンバー)と、本人であるということがわかるもの(運転免許証等)を もって窓口へお出かけください。」

7

妊娠期からの子育て支援に求められること

いまだかつて経験したことのない、心身の変化、生活の変化、 人間関係の変化がおこり、さらに子どもを迎え育てる家族にな るプロセスへの支援が必要

- 切れ目のない支援
 - →切れ目って?
- 誰でもが利用できる支援
 - →スクリーニングされた親子が利用できる支援に加えて必要。 →母子保健、児童福祉(介入型)及び児童福祉(利用型)を踏ま えたサービスの組み立てと周知(見える化)
- 信頼できる専門性の高い「個」に対する「個」の支援
- 指導一辺倒ではない支援の拒否を招かない支援

10

^{厚生労働省平成28年10月21日付通知} 無戸籍の児童に関する児童福祉等行政上の 取扱いについて

(2)母子保健

母子保健に関する事業については、妊娠した者に 対して市町村長への届出を求め、これによって把握 した対象者に母子健康手帳を交付し、保健指導、新 生児の訪問指導及び健康診査を行っている。

当該対象者については住所要件がないことから、 戸籍及び住民票における記載の有無にかかわらず、 <u>当該市町村に居住している実態を確認できれば、</u> 母子保健に関する事業の対象となる。

8

切れ目とは何か:住民から

【物理的切れ目】

- ●利用したいと思っても、使えるサービスがない
 - ●メニューがない
 - メニューがあっても使えない
 - 使える対象ではない
 - 近くにない
 - ・利用料が高い

- これまで の切れ目 は物理的 切れ目
- ●使えるサービスがあるが、知らなかった
 - ●周知が不十分
 - ●サービスを拒否または関心がない家族での育ち

【心理的切れ目】

- ●いつでも相談できる人(専門職含め)がいない
- ●本当の私をわかってくれる人がいない

11

平成30年度妊婦訪問実人員/出生数 厚生労働省地域保健·健康増進事業報告

厚生労働省地域保健·健康增進事業報告 都道府県·政令指定都市·中核市·保健所設置市

全国 訪問率:4.24% 一人当たり回数: 1.32回

	<u>上位</u> 15位			下位 15 位			
	訪問率	一人当たり回数		訪問率	一人当たり回数		
京都市	39.59	1.04	藤沢市	0.57	1.63		
京都	24.30	1.07	広島市	0.59	1.22		
札幌市	21.05	1.01	越谷市	0.80	1.76		
高 知	15.88	1.52	鳥取市	0.82	1.50		
北海道	12.24	1.08	秋田市	0.89	1.18		
青 森	11.03	1.13	茅ヶ崎市	0.90	1.74		
栃 木	8.78	1.27	西宮市	0.92	2.36		
和歌山	8.01	1.21	高崎市	0.94	1.50		
岩 手	7.42	1.23	神戸市	0.96	1.53		
呉市	7.30	1.31	青森市	1.03	1.22		
静岡市	7.22	1.74	仙台市	1.07	1.61		
群馬	6.51	1.21	奈良市	1.08	1.48		
八尾市	6.29	1.82	宮崎市	1.16	1.72		
福島	5.83	1.15	富山市	1.18	1.92		
新 潟	5.56	1.29	郡山市	1.19	1.40		

心理的切れ目:誰が作る?住民は自ら落ちる?

- ●スクリーニングやアセスメントの場面
 - √職員健診が近づくと?その場では?
 - →身に覚えがある人は、生活習慣を改善
 - →前回指摘されたことが改善できていない人は、指導に「はい」 と服従するが実際は?
 - ✓乳幼児健診が近づくと?その場では?
 - →問診票をクリアできるよう練習
 - →「家ではできている」と指導されるような状態を隠しがち
- ●継続的関わりの場面
 - √家庭訪問等で
 - →隠しておきたいことがばれそう
 - →前回言われたことができていない

本当のことがわかると心地よくないことが起こるので、 やり過ごすか逃げだす

信頼関係構築とアセスメント

- 信頼関係構築とアセスメントは両立しないことが多い
- 受容的面談の中で、情報収集モードになってはならない
- アセスメントで問題・課題を見つけると、専門職は指導しなけ ればと思いがち
- 指導は、受容された育ちがなく自尊心が低い親にとって、自分 のできないことを指摘されたと受け止めがち
- 指導する姿勢で、すでに対象者(利用者)と対等ではない上下 関係が生じる
- 支援者の心配ごとを話し、対象者(利用者)との共有が重要
- 親が自ら腑に落ちて行動変容ができる、一時の支援に終わら ない関係性構築こそを目指すべき

13

厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第16次報告

予期していない妊娠/計画していない妊娠13人(24.1%)

「予期していない妊娠/計画していない妊娠」があったすべての13人(うち 疑義事例6人。年齢不明1人)と関連する問題として

〇0日の死亡児 4人

母子健康手帳の未発行・妊婦健診未受診 100.0%

○1日以上1か月未満の死亡児 0人 〇1か月~1歳未満 5人

60.0%

母子健康手帳の発行・妊婦健診未受診 母子健康手帳の発行・妊婦健診受診 40.0%

O1歳以上 3人

母子健康手帳の発行・妊婦健診受診 66.7% 母子健康手帳発行及び妊婦健診受診不明 33.3%

16

利用者目線の支援とアセスメント・指導

我が国の専門職等の視点 (佐藤私感)

医 師 : 関係性<アセスメント=指導 保健師 :関係性<アセスメント=指導 : アセスメント<関係性<<mark>指導</mark> 助産師 看護師 : アセスメント=関係性<指導 ケースワーカー: 関係性<指導<アセスメント 認定心理士・臨床心理士:

アセスメント=指導<<mark>関係性</mark>

保育士·利用者支援専門員:

アセスメント<指導<関係性

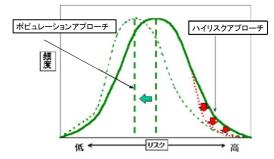
専門職の特性(関わりの頻度、指導に従うことの緊急性・正当性等) を踏まえた関係性構築とアセスメントが重要。

14

特別な親子から全ての親子への支援へ

- 全国どこの自治体でも専門職により母子保健サービスが提供され、 メニューは充実してきたが、少子化、核家族化、孤立した余裕のない 子育てなど、親子を取り巻く環境の変化には追いついていない
- 母子保健の課題は、戦後まもなくの栄養・感染症の問題から、昭和 後期の疾病・障害の早期発見・対応、平成早期の発達障害の発見・ 支援、そして現代の子どもの虐待に代表される親子関係の問題の早 期発見・対応と変遷している
- これらの課題に対して、母子保健はスクリーニングと、そこで把握さ れた母子への支援を行っており、これは、事業実施者側の目線での アプローチといえよう。しかし、親子関係の問題などでは、親子の生 活は日々変化し、一時のスクリーニングでは把握に限界があり、支 援の対象とされた親は問題のある親として指摘された思いを持ち、 支援を拒否することがある
- 誰にでも困難があるという認識のもと、ポピュレーションアプローチで 親との信頼関係を構築し、母子保健に加え子育て支援のサービスを 増やし、点ではなく面としての利用者目線での支援を行うことが市町 村の役割として重要である 17

課題解決のアプローチ



1.5次予防(ハイリスクアプローチ)は、リスクを軽減する。しかし、生活習 慣病等のように数値で判断できない虐待ハイリスクは、対象者を把握す る面談支援技術が必要である。

【改正母子保健法】平成29年4月1日施行

第二十二条

旧母子健康センター

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを 設置するように努めなければならない。

> 平成 28 年6月3日付雇児発 0603 第1号通 知「児童福祉法等の一部を改正する法律の 公布について」で子育て世代包括支援セン ターとされた

第2項

母子健康包括支援センターは、第一号から第四号ま でに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第 五号に掲げる事業を行うことにより、

母性並びに乳児 及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支 <u>援を行う</u>ことを目的とする施設とする。

母子健康包括支援センターの事業

第二十二条第2項

- 一. 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
- 二. 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- 三. 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
- 四. 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。
- 五. 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと (前各号に 掲げる事業を除く。)。 子育て支援 保護者への子育て支

事業に関し

第二十二条第3項

市町村は、母子健康包括支援センターにおい、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の保健指導を行うに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項が情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあっせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

19

援事業についての

子育て世代包括支援センターの機能等

- 子育て支援センターは箱物だけを示すものではなく、"システム"
- 自治体内の関係課や関係機関との連携のもと、地域の強みや特性を踏まえた弾力的な対応を
- すべての妊産婦、乳幼児(就学前児童)とその親・保護者を基本とし柔軟に運用
- 予防的な視点を中心としたポピュレーションアプローチを 行う
- ハイリスクに対しては地区担当保健師と連携
- リスクは変動することから、市区町村子ども家庭総合支援 拠点や要保護児童対策地域協議会の対象とならない親 子等についても継続的に関心を向けることが重要

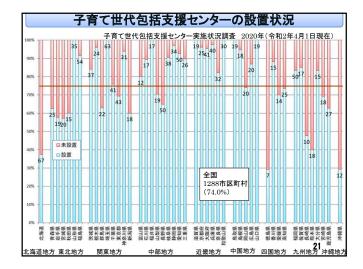
22

子育て世代包括支援センターの設置状況 令和2年4月1日現在 厚生労働省調査 <u>1741市区町村において</u> 平成28年4月1日(法に位置づけなし) 296力所 29年4月1日 法に位置づけ 525力所(前年比1.8倍。30.2%) 30年4月1日 761力所(前年比1.4倍。43.7%) 31年4月1日 983力所(前年比1.3倍。56.5%) 令和 2年4月1日 1288か所(前年比1.3倍。74.0%) 指定都市100%、区95.7%、中核市100%、市78.2%、町65.1%、村45.4% 令和2年全国2052カ所(1288市区町村)の状況 運営主体:直営 1982ヵ所(96.6%) 実施場所:保健所・市町村保健センター 1096カ所(53.4%) 市役所·町役場·村役場 638ヵ所(31.1%) 地域子育て支援拠点 186ヵ所(9.1%) 国庫補助:利用者支援事業(母子保健型) 1049ヵ所(81.4%) 利用者支援事業(基本型) 320ヵ所(24.8%)

子育て世代包括支援センターの運営

- 子ども・子育て基本法(平成24年)の利用者支援事業(平成27年。母子保健型・基本型)を活用
- 児童福祉法の子育て支援事業を活用
 - ✓ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ✓ 養育支援訪問事業
 - ✓ 子育て短期支援事業
 - ✓ 地域子育て支援拠点事業
 - ✓ 一時預かり事業
 - ✓ 病児保育事業
 - ✓ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) など
- 母子保健法の母子保健事業を活用
- 母子保健衛生費補助金による任意事業の産前・産後サポート事業、産後ケア事業実施

23



母子保健法における産後ケア事業

令和元年12月6日改正母子保健法公布

母子保健法に第十七条二の追加

(好産婦の訪問指導等)

第十七条 第十三条第一項の規定による健康診査を行つた市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかつている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村は、好産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

(産後ケア事業)

第十七条の二 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の 心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関す る指導、相談その他の援助(以下この項において「産後ケア」と いう。)を必要とする**出産後一年を経過しない女子及び乳児**につき、 次の各号のいずれかに掲げる事業(以下この条において「産後ケア 事業」という。)を行うよう努めなければならない。

- 一病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの(次号において「産後ケアセンター」という。)に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業
- 二 産後ケアセンターその他の厚生労働省令で定める施設に産 後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わ せ、産後ケアを行う事業
- 三 産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の 居宅を訪問し、産後ケアを行う事業

25

産後ケア事業の経過②

- 平成27(2015)年度以降:妊娠・出産包括支援事業
- ①母子保健相談支援事業

子育て世代包括支援センター事業に。平成29年4月施行の母子 保健法に母子健康包括支援センターとして位置づけ。

妊婦全数面接及び支援を要する妊婦等に支援プラン作成

- ②産前・産後サポート事業
- ③産後ケア事業
- ②③は利用者支援事業母子保健型を実施した場合に補助金 平成29年8月厚労省「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン」
- →令和2年8月改定厚労省「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン」

第4次少子化社会対策大綱(令和2年5月閣議決定)で 産後ケア事業は令和6(2024)年度末までの全国展開を 日指す

28

- 2 市町村は、産後ケア事業を行うに当たつては、産後ケア事業の 人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準 に従つて行わなければならない。
- 3 市町村は、産後ケア事業の実施に当たつては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則(令和元・一二・六法六九)

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において 政令で定める日から施行する。〔令和二年政令第一九五号で<mark>同三年</mark> 四月一日から施行〕

26

子育で世代包括支援センターの必須事業

厚生労働省H29年8月「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」より

妊娠期から子育で期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要に応じて支援プランを作成し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目ない支援を行う

- 1. すべての妊産婦、乳幼児(就学前児童)の実情を継続 的に把握すること
- 2. 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- 3. 必要に応じて支援プランを作成すること
- 4. 保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連絡調整を 行うこと

29

産後ケア事業の経過①

- 平成26(2014)年度:妊娠・出産包括支援モデル事業 妊産婦等の不安や負担軽減のため、妊娠期から子育て期にわたる 切れ目のない支援として開始。29市町村
 - ①母子保健相談支援事業

妊産婦等からの支援ニーズに応じて、母子保健や子育でに関する様々な悩みへの相談対応や、支援を実施している関係機関につなぐ*母子保健コーディネーターを置いて妊婦全数面接など

②産前・産後サポート事業

妊産婦等の孤立感や育児不安の解消を図るため、助産師等による専門的な相談援助や、地域の子育て経験者やシニア世代等に話し相手になっていただく等

③産後ケア事業

出産直後に休養やケアが必要な産婦に対し、心身のケアや育児の サポート等のきめ細かい支援や休養の機会を提供する

3. 支援プランの策定

支援プランが必要な対象者は、様々な状況で自らがサービスを使用しにくい、またはサービスが利用できてもその後の経過等の確実なモニタリングが必要な妊産婦・親子である。可能なかぎり対象者の参加を得て、また必要に応じ支援者会議での検討も踏まえて作成する。

- *特定妊婦や要支援児童への支援は、要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース会議で定められた支援を行う。
- 支援プランの内容
 - ·<mark>支援者の明記</mark>
 - 当事者のサイン
 - •目標設定
 - ・利用する支援サービスの記載
 - ・支援スケジュールの明記:もっとも重要!
- 支援プランの評価

支援台帳によるフォロー。妊娠中は、少なくとも分娩前までに1回は評価を行う。

27

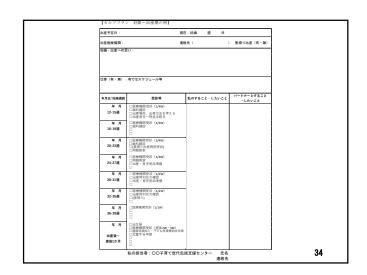
支援プラン作成・支援対象者の例 • 妊娠期

- ▼ 支援者がいない:親が高齢、遠方。生育歴の問題がなさそう・・・
- ✓ 不安が高い:高齢妊婦、合併症あり、多胎妊娠・・
- ✓ メンタルヘルスの問題:親族は疾患を認識、通院できている・・
- ✓ 知的問題:レベルにより特定妊婦
- ✓ 未婚も結婚予定:婚姻確認
- 子育て期
- ✓ 支援者がいない:親が高齢、遠方。生育歴の問題がなさそう・・・✓ 育児負担が大きい:年子、多子、多胎、子どもの育てにくさ
- ✓ 不安が高い

関係が取りにくい、生育歴の問題がある、医療が必要にかかわらず医療につながらないなどの、重大な背景がない、少し心配な親子に対し

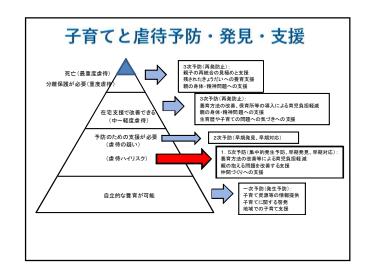
新しく家族ができる妊娠期から、通常の子育て支援サービス 等を利用しにくい、乳児期前半を重点的にカバーするプラン

31

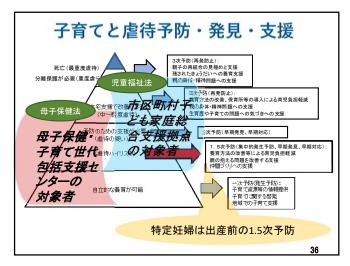


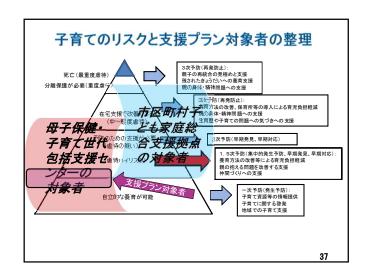
支援プラン対象者を、アセスメントで判断する ことの是非

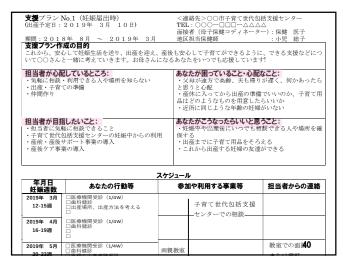
- 是
 - ✓ 対象者が絞り込める
 - √ 支援者や関係機関が対象者を共通認識しやすい
- 非
 - ✓ その時点でのアセスメントに過ぎない
 - ✓ アセスメントを熱心に行う面談・支援は、支援の拒否を 招きかねない
 - ・アセスメントのための面談や訪問ではなく、 まずは関係性構築の出会いからスタート
 - ・聞かれることに抵抗がある内容は、文言に 気をつけてアンケートで把握



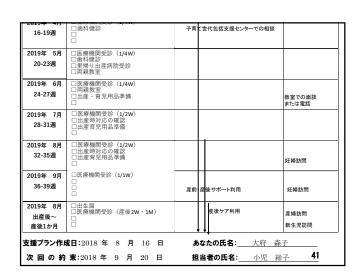








たとえば・・妊娠届出時の出会い ● 40歳初産婦、夫と二人で妊娠届出。高度不妊治療での妊娠。 実家は遠方で親が高齢なので頼れないと話す。仕事をしてい て職場に高齢出産する人がいない、どのように妊娠と仕事の 兼ね合いをするか、無事に出産できるかなどのことを話してく れた。



○○市養育支援訪問事業支援	計画書		
支援対象者 氏 名	年 年	Я	B
(総合的判断) 児童相談所への適告の必要性 → (身	無 · 有)		
《当頭の日標》			
(級向小店) 1、第5条前1今の支援員の影達(有 ・ 無) 2、支援仲店 (年末支援) □ 食事の支度及び片づけ □ 原都のが施設(作列定数等 □ 検験の心器 □ 検験の心器 □ 代表の支援を対象がある □ 代表の支援 □ 代表の支援 □ 代表の実施に扱うの単語 □ 代表の支援 □ で他の支援	《関係機関との役	割分担》	
2、第5条第2号の支援員の影遣 (有・無)			
必要性 口有り 口無し 時期(ヵ月後:	年 月	日)	

16-19週	山歯科健診 口	子育て世代包括支援センターでの相談	
2019年 5月 20-23週	□医療機関受診(1/4W) □歯科健診 □里帰り出産病院受診 □両親教室		
2019年 6月 24-27週	□医療機関受診(1/4W) □両親教室 □出産・育児甲		教室での面談 または電話
2019年 7月	□ F		
28-31週	支援の	見える化	
2019年 8月		_ 11	
32-35週	五 坪	の共有	(B)
	人 人 人	U) 77 'H	J[n]
2019年 9月	□ k		
36-39週			妊婦訪問
2019年 8月	□出生届 □医療機関受診(産後2W・1M)	産後ケア利用	
出産後~	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		産婦訪問
産後1か月			新生児訪問
支援プラン作品	成日:2018 年 8 月 16 日	あなたの氏名: 大府 森	
次回の約	東:2018 年 9 月 20 日	担当者の氏名: 小児 総	子 42

特定妊婦と支援プラン対象者の考え方

- 特定妊婦と支援プラン作成者への支援の責任の違い 要保護児童対策地域協議会(調整機関)と母子保健所管課
- 一時のアセスメントでの判断の困難

対象者は信頼関係構築に影響している絶対的リスクと、日々 の生活で異なる相対的リスクを持つ

✓ 絶対的リスク: 上の子に介入が必要な養育問題あり、支援の拒否、 治療効果の無い精神問題

> 絶対的リスクがある対象者以外 は支援プランを作成してはどうか

支援プランを承諾できない、支援がスタートしてもスケジュール が守られない、支援を拒否する

特定妊婦としての支援

43



たとえば・乳児期

● 3ヶ月女児

第1子。正常分娩で出生、周産期に特記すべきことなし。

乳児家庭全戸訪問事業を保健師が行ったが、育児に心配ごとが多かった。新型コロナ感染症対策で夫は自宅でテレワーク、 実家は遠方で育児支援を頼むことができない。

44

年月日/児月齢	セルフプラン		参加や利用する事業等	担当者からの連絡
年 月 出生後〜 1か月	□1か月健診 □産婦健診 □かかりつけ小児科医決める □予防接種予約			
年 月 2か月	□予防接種 □里帰りから自宅へ □			
年 月 3か月	□予防接種□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			
年 月 4か月	□4か月児健診 □予防接種 □		子育で世代包括支援センター利用 産前・産後サポート事業利用	利用時に面談
年 月 5か月	□離乳食開始 □予防接種 □		離乳食講習会利用	家庭訪問
年 月 6~9か月	□予防接種□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			
年 月 10~12か月	□後期健診 □1歳のMRワクチン予約 □		Į.	
支援プラン作	成日: 年 月	日	あなたの氏名:_	
次回の	約 東: 年 月	3 8	担当者の氏名	š: 47

子育て世代包括支援センターの支援

- 一部の課題を抱える(抱えていると捉えられた)親子への濃厚支援とともに、全ての親子への支援→継続的な把握の必要性
- 妊娠期(場合によっては思春期)からのストーリーを踏まえた切れ目のない支援
- 利用者目線に立った専門性の高い支援
- 利用者と関係者(機関)に"見える"支援
- 准匿名ではない、名前がわかるひととひとの関係性を構築した支援
- 一方的に指導(上下関係が生じる)するのではなく、行動変容を促し親を育てる支援

支援拒否を招かない支援

まとめ

- ◆ 人間への子育て支援は、群れからはじき出さず人類の欲求を 踏まえたものが必要である
- 専門職であることは、すでに利用者に上下関係を生じている。 支援を拒否させない、支援の隙間に落とさないためには、専門 職こそが利用者目線に立つことが必要である
- アセスメントが主目的の面談では、指摘されたくない親は支援を拒否してしまう。アセスメントは紙媒体等のツールで行い、関係性構築は双方向性の心地よい、個室等での面談を行うことが必要
- 専門職は率直に危惧することを、「あなたがこうなる(なっている)のではないかと心配で」と利用者と共有し、支援する内容とスケジュールも共有することが、信頼関係構築を可能にする
- メンタルヘルスの問題を予防するには、寄り添い支援できる人間を見える化し、日々の不安、心身の不調を軽減し、親を承認する支援を行うことが重要である

